

Q 景観重要建造物ってナニ？

A 景観法で定める基準等に該当するものとして、景観行政団体(大阪市)が景観重要建造物として指定*した建造物のことを言います。

* 国宝や重要文化財等、文化財保護法の規定により、すでに維持保全がされているものは景観重要建造物には指定することができません。(登録有形文化財は景観重要建造物に指定できます。)

4 景観重要建造物とは



ここでは、景観重要建造物の制度について、QA形式でご説明いたします。

Q なんで指定するの？

A 本市では地域景観の核(地域の景観にとってなくてはならないもの)となるべき建造物を景観重要建造物に指定することで、その建造物の外観を保全するとともに、その地域にしかない景観づくりをより促進していくためです。



Q 市民にとって何が良いの？

A 指定することで地域のみなさんに愛されている建造物の外観の保全・継承につながります。より一層地域の方々にとって誇りと愛着を持ていただけるよう、その地域の景観になくてはならない特別な建造物を指定していきたいと考えています。



Q 指定された建造物の所有者にはどんな優遇があるの？

A 景観重要建造物に指定されると対象となる建造物の相続の際の税の優遇や、建築基準法の一部の適用緩和などの制度があります。また、より多くの人にその建造物を知っていただけるよう、大阪市が顕彰ブックレットを作成する等のご案内をさせていただきます。

Q 規制がありそう・・・

A 指定された部分を変更する場合は大阪市の許可が必要になります。また、建造物を適切に管理する義務があります。